事　業　計　画

令和 ５ 年 ４ 月 １ 日 ～ 令和 ６ 年 ３ 月３１日

基 本 方 針

私たち公益社団法人旭川公共嘱託登記土地家屋調査士協会は、社員である土地家屋調査士の専門的な能力を結集し、官公署による不動産の表示に関する登記や、測量・調査を適正かつ迅速に処理することにより、不動産に関する権利の明確化や取引の円滑化に寄与する活動を行っています。

所有者不明土地対策のための筆界認定に関する表示登記の運用見直しによって、精度の高い地図がある場合には筆界確認情報を求めないことや、相続人多数の場合には筆界確認情報を必要最小限の人数で足りるとしたことなどで円滑な土地取引の実現化がなされるようになりました。

官公署等の受託業務において、社員間の情報共有を図りながら発注者の信頼に応えるように公嘱協会の地位向上を目指します。

１．事 業 関 係

（１）受託事件関係

ア　業務の適正かつ迅速な処理

イ　業務処理に対する社員の選定に関する対応

（２）　業務の啓発活動

ア　発注官公署に対する広報活動と対応

イ　受注拡大に向けて新規業務の研究、啓発

ウ　旭川土地家屋調査士会と連携し、受注拡大に向けた啓発活動

（３）業務に関する研究及び研修会の開催

ア　社会貢献事業（自主事業）の実施

イ　業務に関する研修会の実施

２．会 議 関 係

協会業務の執行を円滑適正に遂行するため、次の各種会議に参画する。

ア　北海道ブロック公共嘱託登記土地家屋調査士協会連絡協議会

イ　全国公共嘱託登記土地家屋調査士協会連絡協議会

ウ　その他、協会運営に必要な会議

３．資金調達及び設備投資の見込みについて

令和５年度は、該当なし。